

会議 回	議事等	番 号	意見・感想等 青文字は市教育委員会事務局の見解
10		1	①× 既成概念崩しが必要です ①> ○「小学校教員免許証を持っていない教員は、小中一貫校で小学校での指導はできない。」 とのお考えでしたが、できます。「仮免許制度」によりできます。 年度当初の赴任時に仮免許を発行してもらい、子供のいない夏休み期間に玉川大学などで 免許取得研修を受けると、本免許が発行されます。 →ご指摘の制度は、現制度における教育職員免許法に基づく臨時免許状や特別免許状等を 指すものと解してお答えします。 教員免許制度には、普通免許状に加え一定の条件のもとで県教育委員会が授与する臨時 免許状や特別免許状などの制度があります。一方で、学校において教職員等が授業を担当す るためには、法に基づく適切な免許状を有することが原則であり、教科指導や児童生徒理解 に関する専門性が求められます。 また、小学校と中学校では学習内容や発達段階、指導方法等が異なることから、それぞれの 学校種に応じた専門的な知識や指導力が必要とされています。このため、臨時免許状や特別 免許状は、教員配置上の必要性等に応じて県教育委員会が例外的・臨時的に授与する制度で あり、学校運営の基本となることを想定したものではありません。 さらに、他校種の免許状の取得については、教員本人の意向や適性を踏まえて行われるも のであり、すべての教員が取得することを前提とした制度ではありません。 したがって、小中一貫教育の推進に当たっては、免許制度の活用の可能性も踏まえつつ、特 例的な制度に依存するのではなく、教員の専門性を生かした指導体制の確保を基本として検 討する必要があると考えます。 ②× 概念崩しが必要です ③> ○適正規模と言われますが、適正規模とは？ 本来、一クラス 15 人位が適当です。(教師 1 人が 50 分内で生徒一人ひとりに対応できる人数 としまして)。ところが現在日本は 35 人となっております。ヨーロッパの福祉先進国は 20 人 以下です。文科省が挙げている 35 人は、経済的な理由からです。ところがその文科省が基準を こちらに近づけて来ています。それは、「小規模特認校制度」一クラスの上限は 15 人位です。 これにより教員の加配もあります。これにつきましては、教育委員会の取り組みが必要です。 十日町市は大地の芸術効果でふるさと納税も結構あるのではないのでしょうか？市長さんにお 願いして教育予算に回してもらう手はいかがでしょうか？ →本方針で示している「適正規模」は、1 学級当たりの生徒数ではなく、学校全体の学級数を 基本とした考え方です。文部科学省の手引きにおいても、適正規模は学校全体の学級数を対 象として示されており、中学校では教科ごとの専門教員の配置や複数配置による指導体制の 充実、多様な人間関係の形成などの観点で重視されています。 また、小規模特認校制度は特色ある教育活動を推進するための有効な制度の一つですが、 すべての学校において教科ごとの専門教員配置や教育体制の充実を図るための制度ではあ りません。 なお、公立学校教員の配置は法令や県の配置基準に基づいて行われており、近年は全国的 に教員確保が課題となっており、特に当地域では定数配置に困難をきたしています。このた め、教育環境の充実に当たっては、予算面だけでなく、持続的に教員を確保できる学校規模や 教育体制の整備が重要であると考えています。 ③× 規制概念崩しが必要です ④> オンライン授業になりますと、先生との接触が少なくなると言う概念がございますが、果たして そうでしょうか？方法の工夫により、返って接触を増やすことができるのではないのでしょうか。 市内の教科担当者(英語なら英語、理科…等)が、ある学校に集まり、単元教科を全部ビデオ 撮りにしていく。担当単元を分担しても、みんなで一緒に作り、弱い部分を補完し合う。年間単 元をどんどん作り、そのビデオをみんなが使用する。教室ではそのビデオを通して主軸の教 科内容を流しながら、担当教員は机間巡視ができる。担当教員はビデオをストップ&スタートし ながら、要点確認ができる。 指導教員のほかに、分からない生徒がどこでつまづいているのか用紙に記入してもらい集 めるボランティアスタッフ(65 歳から 70 歳位の経験者：見守りを主とし、内容は教えない)とし て、学校地域協力要員として動いていただけるのではないかと。

		あらかじめ質問用紙に、単元の要点を箇条書きにしておき、子供がわからない要点をチェックするだけで提出できる工夫があっても良い。 このような地域スタッフとの共同やオンライン授業により、より中心の担当教員や人との触れ合いが豊かになる授業が想像できる。 * この授業ビデオ撮りの時間を作るために、放課後の部活動は技能指導ではなく、安全確認のみの指導員を、同じように学校地域協力委員として、協力してもらえないか。要検討。(さらに週一回位の全市教科担当者会議は、教科ごとに曜日をずらす必要がある。) →ICTを活用した学習や地域人材との連携は、多様な学びを支える有効な手法の一つであり、本方針においてもその活用を進めることとしています。また、動画教材等は学習内容の理解や個別最適な学びを支援する教材として活用が期待されています。 一方で、学校教育における授業は教員による直接的な指導を基本としており、生徒の理解状況や反応に応じた指導、評価、生徒指導等を含めて専門的な知見をもつ教員が担うことが重要です。また、地域人材についても、教員に代わって指導を行うのではなく、見守りや学習支援など、それぞれの役割に応じた協力をいただくことが基本と考えています。 今後も ICT の活用と対面による学びの良さを組み合わせながら、教育活動の充実を図っていきます。 ④素案の 13 ページ 〈提言における中学校の適正規模適正配置の考え方〉を〈中学校の適正規模適正配置の考え方〉に変更(提言を踏まえている事は前提条件であったため、あえて入れない。) このプロジェクトは、さらに時代に合ったものに再検討するための会であるため。自律した表現にするべき。定義の考え方が古くなってきている部分があると思います。 ちょうどこの 2026 年 4 月からスタートした新しい枠組も活用していくと、適正規模(15 人学級)が可能となります。文科省も少人数の方が授業理解が深まると述べています。 差し替え文案(下線ボールドが加筆) (3)新しい中学校の学区編成 十日町市立中学校の再編にあたっては、将来にわたり生徒の学びを安定的に保障できる学校規模(各学年 2 から 3 学級で 9 教科の教員複数配置:AI 時代は経験値を豊かにしていくことが大切になるため、技能教科にも重点を置く必要がある。技・家・美・音は、事前と事後に時間がかかる。体育の教師には理科の準備と片付け補助に入っていただく等、またオンライン授業を市内専門教科職員でビデオ撮りするなど ICT 授業をフル活用をして運用する。)を、確保する工夫が必要です。 〈中学校の適正規模、適正配置の考え方〉 提言では、中期的視点に立つ適正な配置として「現在の中学校塾講体制を維持する事は、学年単学級の学校や腹式学級の学校が生じ、全教科に教員を配置することさえ困難になるとの意見を頂戴したが、制度改革が進み、この 2026 年 4 月から取り入れられた内容「学びの多様化学校」も含めて以前からある小規模特認校制度も考えに入れて考えを進めると適正学級人数(15 名)と最低クラス数(2 クラス)にを保持することの可能制が見えてきました。地域の、小規模になってきている学校切り捨てて一校化する考えは、地域の疲弊につながるために、なんとしても避けなければならなりません。ICT を活用し、小規模校の授業を豊かにし、小規模校と中心校の子供たちのコミュニケーションを生かした授業づくりが可能となるような展開が考えられます。まず中期的には、なるべく地域を豊かにするために、小規模校を生かしていく姿が望まれます。 同じページの 2 番目の項目〈地域の意見と学習環境の確保〉は、言い訳にしかならないと思いますので、カットしたほうが良いと思います。 →ご意見ありがとうございます。「学びの多様化学校」は、不登校児童生徒等の実態に応じた教育課程を編成できる制度であり、学校規模や教員配置の課題への対応を目的とした制度ではありません。また、小規模特認校制度は学校の特色化や校区外就学を可能とする制度ですが、全市的な生徒数減少や教員配置の課題を解決するものではありません。 なお、「適正規模・適正配置の考え方が古くなっている」とのご指摘については、文部科学省においても現在、学校規模に応じた教員配置や多様な人間関係の形成、教科指導体制の確保等の観点から適正規模・適正配置の考え方が示されており、その考え方自体が変更されたものではありません。 また、ICT の活用や地域との連携は重要な取組であり、本方針においてもその推進を位置付けていますが、教科ごとの専門教員配置や複数配置による指導体制を代替するものではないと考えています。なお、授業方法や教育課程の具体的な運用については、今後の学校づくりの中で検討していきます。
--	--	--

		本方針は、小規模校を切り捨てることを目的としたものではなく、生徒の学びを将来にわたり安定的に保障するため、提言や地域の意見等を踏まえながら教育環境の在り方を検討したものです。ご意見の趣旨が必ずしも明らかではないことから、方針素案は原案のとおりとします。 ⑤14 ページ、〈児童生徒の意見と中期的な再編方針〉について、 上段 4 行は残し、それ以下は差し替えをお願いいたします。 〈児童生徒の意見と中期的な再編方針〉 以下が差し替え文案です。構成よろしくをお願いいたします。 文部科学省の方から歩み寄りがあり2026年からスタートした内容もございます。それは、組合の働きもあつたと考えます。下に学級編成用または教員加配の予算獲得の表を挙げました。(出典:https://www.jtu-net.or.jp/movie/給特法等の改正を受けた文部科学省の2026年度概算/) 予算枠にいち早く手を挙げて、出来る限り地方が生き残れますような魅力ある学校づくりをしていきます。この学級編成を、小規模特認校制度活用をいたしますならば、理想の小人数学級が編成できます。学級は特に定められてないということです。十日町市教育委員会の裁量に寄ります。さらに職員の加配も加わるようになります。以下の表に上がっている予算を順番に立候補し獲得していくことをお勧めします。適正規模は 15 人学級です。教師が 50 分間で講義をした後、一人ひとりに机間巡視し、疑問に答えていく人数としては、15 人が上限の理想の人数です。(特別支援教育学級では、5 人位が理想の学級です。) 友達関係を広げたい深めたいの子供たちの意見がありましたが、黒板の前の教師の講義を聞きながら、35 名の背中を見ながらの授業は数だけ揃えても、これとは程遠いものになると思います。数だけ集めれば充実した友人関係や授業が受けられるのかは、疑問です。 →公立学校における学級編制や教職員配置は、国や県の制度及び基準に基づいて行われるものであり、市教育委員会のみで判断で決定できるものではありません。 また、小規模特認校制度は校区外就学を可能とする制度であり、学級規模や教職員配置の課題を解決することを目的とした制度ではありません。 本方針は、公立学校としての制度的な枠組みを前提としながら、生徒の学びを将来にわたり安定的に保障できる教育環境の整備について示したものです。ご提案いただいた学級編制や授業運営に関する考え方については、今後の学校づくりの参考とさせていただきますが、方針素案は原案のとおりとします。 委員ご指摘の教職員加配の予算獲得については、学校の状況に応じて国・県の制度に基づく配置が行われており、原則として本市においても既に適用されています。一方で、加配措置は学校規模や教員配置に関する課題を根本的に解決するものではなく、恒常的な教職員確保を保証するものでもありません。 なお、後段の「黒板の前の教師の講義を聞きながら、35 名の背中を見ながらの授業」とのご意見についてですが、現在の中学校の授業は、従来の一斉指導中心の授業から変化しつつあります。学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、生徒同士が話し合う活動や協働的な学習、個々の理解や興味・関心に応じた学習など、多様な学びが展開されています。このため、学校規模の確保は単に人数を集めることを目的とするのではなく、多様な仲間との関わりや学び合いを通じて、より豊かな教育環境を実現することを目指すものです。 ⑥6 月 22 日最終回までに、一回みんなと zoo ミーティングをやりませんか？ 言い残したことなど、決める会ではなくて、しゃべる場として。 単純な意見は出しやすかったと思いますが、思いがいっぱいあっても、書き出す時間が足りなかったと思います。そんな方々には、しゃべる場を作って差し上げて欲しいです。 音声録音または録画しておけば、後で書き出すこともできるでしょう。 Zoom ミーティングのやり方は既に発送してもらっておりますので。どうぞよろしくお願いいたします。 →本プロジェクトでは、これまでグループワークや意見交換、意見提出の機会を設けながら、多様なご意見を伺ってきました。また、各回においてテーマを設定し、議論の焦点を明確にしながらかつてきたところとあります。また、グループワークの中で十分にお話しただけなかった内容についても、意見用紙等により自由にご提出いただける機会を設けており、委員の皆様が意見を表明できる場は確保してきたものと考えています。 委員の皆様にはご多忙の中ご参加いただいていることから、現時点で新たな会議の開催は予定していません。また、会議は目的やテーマを明確にした上で実施することが重要であると考えており、ご提案のような自由な意見交換のみを目的とした場を設けることは考えていません。
--	--	---

		⑦5 学校マネジメント(運営管理、職員の働く環境等) について再提出【6月9日受付】 8 ページ上から 2 行目 1 行目からの続き、生徒一人ひとりに丁寧に向き合うこと * * 、とりわけ健康・安全面に関して配慮した * * 学校運営の実現を目指します。 同じく上から 6 行目 (1) 児童生徒の健康な学習環境づくりへの配慮 として、(1)として入れてください。以下文面の 例 十日町地域は、自然の豊かさを児童・生徒の学習環境として全国に提供できるように、またそれにより健康増進できるように努力していくものです。そのため、全職員が協力して、日常の空気の循環や採光、流水、美しい植栽、土壌、雪への配慮を心がけて参ります。とりわけ、除草剤の使用につきましては、子供たちの健康被害に及ばないように、また地域の自然を守る意味でも前向きに検討、努力して参ります。 の下線部の加筆(たたき台)をお願いいたします。 →ご提案いただいた内容は、児童生徒の健康や学校施設周辺の環境に関するものと解して回答いたします。ご意見の「5 学校マネジメント(運営管理、職員の働く環境等)」の項は、教職員の働き方や学校における組織的な校務運営等に関する事項を示しているものであり、ご意見の内容を当該項目に追記することは適切ではないと考えます。 なお、学習環境や施設環境への配慮については、「4 目指す教育の姿の実現に必要な教育環境の整備」の「(2)必要な学校施設」の中で、空調設備や雪対策、環境に配慮した学校づくりなどについて記載しているところです。 また、施設周辺の環境整備や維持管理の具体的な手法については、今後の学校施設整備や管理運営の中で、関係法令や各種基準、学校の実情等を踏まえながら、今後の学校運営の中で適切に判断されるべき事項であり、本方針に記載するまでもなく適切に実施してまいります。このため、この項の記述は原案のとおりとします。
--	--	--